特別児童扶養手当　手当金額変更の手続きについて

〇手当の金額変更について

・「対象児童（障がいのある児童）の障がいの程度が変更となった」「養育する障がいのある児童数に増減があった」等の理由で、手当の金額が変更となる場合に提出してください。

・減額が理由で手当が０円となる場合は、資格喪失に該当します。提出する書類は「額改定届」ではなく「資格喪失届」となりますので、ご注意ください。

〇提出書類（増額の場合）

１．特別児童扶養手当額改定請求書

２．【障がい程度が中度→重度になった場合】
対象児童の障がいの状態を明らかにする書類（次のいずれか１つ）
①特別児童扶養手当認定診断書（作成日が申請日の当月 or 前月のもの）
②療育手帳Ａの写し
・次期判定年月までに 10 歳未満　→　判定日から２年以内
・次期判定年月までに 10 歳以上　→　判定日から３年以内
③身体障害者手帳の写し（一部の障がい・等級のみ）
（診断書が省略できるものについては２ページ目に記載します）

３．【対象児童数が増加した場合】
新たな対象児童の障がいの状態を明らかにする書類（上記を参照）

〇提出書類（減額の場合）

１．特別児童扶養手当額改定届

２．減額改定の事由が明らかとなる書類（当てはまるものを提出してください）
①施設入所の措置決定通知書等
②その他、減額の事由及び発生年月日が分かる書類

〇診断書が省略できる身体障害者手帳の障害名・等級

障害名	等級
視覚障害	３級以上
聴覚障害	３級以上
平衡機能障害	３級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	３級
肢体不自由（上肢）	３級以上
肢体不自由（下肢）	４級（の一部）以上
肢体不自由（体幹）	３級以上
脳原生運動機能障害	３級以上